

青森県住生活基本計画の概要、改定スケジュール等について

1 法施行と全国計画について

平成 18 年に住生活基本法(平成 18 年 6 月)が施行され、住宅政策の重点が「量」から「質」の向上に移行した。

- (1) これを受け住生活基本計画(同年 9 月。法第 15 条第 1 項に基づく全国計画)が策定された。

計画期間は 10 年間(平成 18～27 年度)

- (2) 全国計画は社会経済状況及び施策の効果に対する評価を踏まえ、概ね 5 年ごとに改定され、平成 23 年 3 月に第一回、平成 28 年 3 月に第二回改定、令和 3 年 3 月に第三回改定、令和 8 年 3 月に第 4 回改定が行われた。

<旧計画の基本方針>

視点	目標
社会環境の変化からの視点	① 「新たな日常」や DX の進展等に対応した新しい住まい方の実現 ② 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
居住者・コミュニティからの視点	③ 子どもを産み育てやすい住まいの実現 ④ 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり ⑤ 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
住宅ストック・産業からの視点	⑥ 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ⑦ 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進 ⑧ 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

2 県計画の策定と改定経緯について

青森県では全国計画に基づき、積雪寒冷地に配慮した独自の指針「青森県住生活基本計画」(平成 19 年 3 月。法第 17 条第 1 項の基づく県計画)を策定。その後、概ね 5 年ごとに改定を実施し、令和 4 年に第三回改定が行われた。

(現行計画の計画期間：令和 3 年～令和 12 年度)

<現行計画の基本方針>

視点	目標
「住まい手・コミュニティ」の視点	① 多様な世代が共生できるコミュニティの形成 ② 重層的な住宅セーフティネットの形成
「住宅・住環境」の視点	③ 健康に暮らせる良質な住宅ストックの形成 ④ 安全に暮らせる住環境の形成
「住宅関連産業」の視点	⑤ 地域の住宅関連産業の振興
「住教育」の視点	⑥ 賢い住まい方を実現するリビングリテラシーの向上

3 県計画の次期改定について

令和8年3月に改定された新たな全国計画に即した内容とするため、県計画は令和8年度に改定を行う。改定後の県計画の計画期間は、現計画と同様に10年間（令和8～17年度）とする。

4 県計画改定の方針について

将来を見据えた柔軟な施策展開を可能とするため、次期計画は従来よりも簡素で分かりやすい構成としたい。現行計画では施策ごとの具体的な取組内容を詳細に記載しているが、次期計画では目指すべき方向性と成果目標を中心とした構成とする。

計画に定める目標指標の達成状況を毎年度確認するとともに、その達成に向けて実施した施策・事業について委員会に報告し、評価・検証を行う仕組みとする。

5 改定の体制について

前回改定時には、青森県住生活基本計画の策定にあたり「青森県住宅政策検討委員会」およびそのワーキンググループを設置し、コンサルタントへ業務を委託した。

本改定からは、県内の住環境に関する課題を共有する場として「あおもりリビングスタイル推進委員会」を設置し、これに伴い「青森県住宅政策検討委員会」およびそのワーキンググループを設置せず、今後は、「あおもりリビングスタイル推進委員会」内で随時住生活基本計画の改定内容検討や目標のモニタリングを推進予定である。コンサルタントによる策定業務は、令和7年度は「調査課題編」として業務実施済、令和8年度は「政策検討編」として委託契約を締結している。

○開催回数

- ・R8年度 計3回
- ・R9年度以降（予定） 計1回

6 県計画の改定スケジュール

5月	委員打診、政策検討編委託契約締結	
7月	第1回あおもりリビングスタイル推進委員会 （基本方針、課題整理、）	
10月	第2回あおもりリビングスタイル推進委員会 （目標、施策の検討）	
12月	第3回あおもりリビングスタイル推進委員会 （計画素案）	
1月	パブリックコメント 市町村及び青森県地域住宅協議会との協議	
2月	委員へ最終とりまとめ報告 公営住宅供給目標量に係る国土交通大臣との協議	
3月	県計画（改定）の策定・公表、業務成果報告	